

企画競争実施の公示

平成 31 年 4 月 1 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 北海道新幹線建設局長 依田 淳一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

また、本業務は、管理技術者と技術員を専任で常駐させ業務を行わせる業務である。

1. 業務概要

- (1) 業務名 北海道新幹線、野田追トンネル（南）他工事外 1 工区技術業務委託 H31
- (2) 業務内容 八雲鉄道建設所に常駐する管理技術者とその指揮下にある技術員が、北海道新幹線、野田追トンネル（南）他及び北海道新幹線、野田追トンネル（北）他の工事内容を十分把握し、設計の適否の検討を行い、工事受注者が契約書、設計図書および関係諸規程に基づき適正な施工をするよう、必要の都度、指示、承諾、巡回および立会を行い、工事中の事故防止等に努めるとともに関係書類および記録等の整備を行うものである。具体的には主に以下の業務を行うものとする。
 - ① 施工が適切な方法で行われているか、現地にて立会いを行う。
 - ② 工事受注者に適切な指示を与え、また、申し出に対して承諾を行う。
 - ③ 工事の進捗よく状況を把握し、工程及び工事費総額の管理を行う。
 - ④ 設計の内容と現地の状況を把握し、必要に応じ設計変更等を行う。
 - ⑤ 出来形検査およびしゅん功検査の書類を整備し、立会を行う。
 - ⑥ 工事に関連する対外折衝を工事受注者と協力して行う。
- (3) 業務場所 北海道二海郡八雲町本町 150 番地 1
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 八雲鉄道建設所管内
- (4) 履行期間 平成 31 年 7 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

2. 企画競争参加資格要件

次の（1）から（7）までに掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月機構規程第 78 号）第 4 条及び第 5 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 31・32 年度役務競争参加資格確認者のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）北海道新幹線建設局において「土木設計調査」

に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、機構北海道新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 企画提案書の提出期限から見積合わせまでの期間において、機構北海道新幹線建設局から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 次に掲げる基準を満たす管理技術者及び技術員（以下「配置予定技術者」という。）を鉄道建設所に常駐かつ当該業務に専任で配置できること。

配置予定技術者は、次の要件を満たすこと。

ア 管理技術者

次の要件のいずれかに該当する者。

- ① 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））、鉄道設計技士（鉄道土木）、1級土木施工管理技士又はRCCM（道路、鉄道、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境のいずれか）のうちいずれかの資格を取得後、鉄道構造物の設計及び業務の統括管理の経験をそれぞれ5年以上有する者。
- ② 鉄道建設分野における土木技術業務委託の管理技術者の経験を有する者。
- ③ 国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業^{※1}が発注した土木工事に関する発注者支援業務（国に定義するところの工事監督支援業務に限る）における管理技術者としての経験を有する者。
- ④ 技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））、鉄道設計技士（鉄道土木）、1級土木施工管理技士又はRCCM（道路、鉄道、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境のいずれか）のうちいずれかを取得後、機構における土木現場技術業務委託の技術員としての実務経験を3年以上有する者。

※1 大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう

イ 技術員

2級土木施工管理技士又はこれと同等以上^{※2}の資格及び鉄道構造物又は道路構造物^{※3}の新設にかかる設計又は施工管理の実務経験を有する者。

※2 同等以上とは、技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））、鉄道設計技士（鉄道土木）、1級土木施工管理技士、RCCM（道路、鉄道、

土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境のいずれか)をいう。

※3 道路構造物とは、国、地方自治体、高速道路株式会社及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。

(6) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得(以下「契約申込心得」という。)第8条第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が再生手続きが存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

エ) 組合の理事

オ) その他業務を執行する者であつて、ア) からエ) までに掲げる者に準ず

る者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他競争の適正が阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の競争に参加している場合その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 北海道新幹線、野田追トンネル（南）他及び北海道新幹線、野田追トンネル（北）他工事（以下「当該工事」という。）の参加者もしくは参加者と資本面^{*1} 又は人事面^{*2} で関係が無い者であること。当該工事の参加者とは、当該工事の元請負人又は本業務の契約日において当該工事の下請負人（測量、地質調査などの工事に関連する業務の下請負人を含む。）をいう。

※1 一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

※2 一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

3. 手続等

(1) 関係図書の交付について

ア 交付場所

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
北海道新幹線建設局 契約課 契約係
電話 011-231-3489
FAX 011-251-6841
電子メールアドレス keiyaku.spp@jr-tt.go.jp

イ 交付期間 平成31年4月1日（月）から平成31年4月22日（月）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、10時から16時まで。

ウ 交付方法 関係図書の交付を希望する場合は、予めアの担当まで事前連絡を行うこと。

(2) 企画提案書の提出について

本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書（様式1）、上記2（5）に掲げる配置予定技術者調書（様式2）（以下「企画提案書」という。）、上記2（7）に掲げる誓約書を一式にし、以下により提出すること。提出期限内にこれらの書類を提出しない者は本企画競争に参加できない。

なお、配置予定技術者については、複数の候補技術者の資格及び業務の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とする場合において、他の業務の特定通知又は落札を受けたことにより配置予定技術者を配置できなくなったときは、本企画競争に参加してはならず、企画提案書を提出した者は、直ちに辞退届を提出すること。他の業務から特定通知又は落札を受けたことにより、配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず見積書を提出した場合においては、指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。

ア 提出期間 平成31年4月1日（月）から平成31年4月22日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出場所 3（1）アに同じ。

ウ 提出方法 持参若しくは郵送（配達証明付郵便に限る。）

エ 添付書類 様式2に記載した配置予定の技術者の経歴書

（3）企画提案書等に対する質問

公示及び関係図書に対する質問は、以下により提出すること。また、質問書の提出にあたっては、質問に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）や担当者の連絡先等は一切記載しないこと。このような質問があった場合には、公正な競争の確保ができないため、その者の行った企画提案書を原則として無効とする。

ア 受付期間 平成31年4月1日（月）から平成31年4月15日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 提出場所 3（1）アに同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（配達証明付郵便に限る。）もしくは電子メールにより書面で提出すること。なお、郵送または電子メールで提出する場合は、3（1）アに事前に連絡を入れること。

（4）質問に対する回答

質問に対する回答は以下のとおり閲覧に供すとともに、関係図書配布者にFAXもしくは電子メールで回答文書を交付する。

ア 閲覧期間 平成31年4月17日（水）から平成31年4月22日（月）までの休日を除く毎日、10時から16時まで。

イ 閲覧場所 3（1）アに同じ。

（5）企画提案書に関するヒアリング

提出された企画提案書について以下のとおりヒアリングを行う。ヒアリングの詳細は別途通知する。なお、ヒアリング時の追加資料は受理しない。

ア 実施日 平成31年4月25日（木）

イ 実施場所 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北海道新幹線建設局 会議室

ウ ヒアリングの時間については、協議のうえ決定する。

エ 出席者 配置予定管理技術者

4. 選考の手順

- (1) 提出された企画提案書について審査したのちに、特定・非特定した企画提案書に対して、その旨とその理由を書面により平成31年5月14日（火）までに通知する。
- (2) 特定した企画提案書を提出した者と予定価格の範囲内で随意契約を行う。
- (3) 特定されなかった者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面（書式は自由）を持参又は郵送（配達証明付郵便に限る。）することにより、特定されなかった理由について説明を求めることが出来る。
- (4) 上記（3）に対する回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日（休日を含まない。）以内に書面により行う。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3（1）アに同じ。
- (3) 企画提案書の作成提出及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ開示を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約手続きを行うにあたっては、契約書の作成を要する。
- (9) 本業務の受託者もしくは本業務の受託者と資本金^{*1}又は人事面^{*2}で関係がある者、本業務の管理技術者及び技術員の出向・派遣元もしくは出向・派遣元と資本金^{*1}又は人事面^{*2}で関係がある者は、本業務の履行期間中に当該工事の下請け（測量、地質調査などの工事に関連する業務の下請けを含む。）に参加してはならない。
※1及び※2は2.（7）に同じ。
- (10) 資格審査及び企画提案等の評価にあたって、当機構の退職者がいる企業に対する配慮及び優遇は一切行わない。
- (11) 契約に係る情報提供の協力依頼
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方

針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うよう協力されたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、了知されたい。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがあるので了知されたい。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

ア 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

ア 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

イ 当機構との間の取引高

ウ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当方に提供していただく情報

ア 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

イ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内(4 月に締結した契約については原則として 93 日以内)